

## かわさき強靱化計画（改定素案）に関するパブリックコメントの実施結果と主な変更について

## 1 概要

近年の災害から得られた教訓等や、令和6年能登半島地震への職員派遣等で得られた課題等を踏まえ、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するため、かわさき強靱化計画（改定素案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、11通（総意見数23件）の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

## 2 意見募集の概要

題名	かわさき強靱化計画（改定素案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7（2025）年12月5日（金）から令和8（2026）年1月15日（木）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市ホームページ</li> <li>・市政だより（令和8年1月号掲載）</li> <li>・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市ホームページ</li> <li>・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）</li> </ul>

## 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通（23件）
内訳	意見提出フォーム	3通（10件）
	FAX	2通（6件）
	郵送	0通（0件）
	持参	6通（7件）

## 4 改定素案に関するパブリックコメントの実施結果

### (1) 実施結果

#### 【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、改定案に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が改定素案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 改定素案に対する質問・要望であり、改定素案の内容を説明・確認するもの
- E その他

#### 【御意見の件数と対応区分】

項 目		A	B	C	D	E	計
かわさき強靱化計画に関すること。	(1) 序章「本市を取り巻く状況」について	0	1	0	0	0	1
	(2) 第2章「計画の基本的な考え方」について	1	1	0	0	0	2
	(3) 第3章「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」について	0	6	5	4	0	15
	(4) 資料編について	0	1	2	0	1	4
その他		0	0	0	0	1	1
計		1	9	7	4	2	23

※ 具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

### (2) 主な意見と本市の対応

#### ア 主な意見

国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関することをはじめ、住宅の耐震化、防災訓練や研修、震災時の道路の寸断への対応などに関する御意見等が寄せられました。

#### イ 本市の対応

国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関する意見が寄せられたことを踏まえ、改定素案の一部に加筆をするとともに、有識者との継続した意見交換を踏まえた変更等を行い、「かわさき強靱化計画」を改定しました。

## 5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

[かわさき強靱化計画に関すること。]

(1) 序章「本市を取り巻く状況」について（意見数 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	地震の発生は人為を超えており防止することは不可能であるが、温暖化に伴う災害は人の活動がもたらしたものであるから、これを緩和し進行を止めることができる。	本市においては、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けて、地球温暖化対策推進基本計画を令和4（2022）年3月に改定し、同計画に位置付けた事業効果の高い5大プロジェクト等の取組を進めているところです。 市域の温室効果ガス排出量の削減については、かわさき強靱化計画における業績指標に位置付けており、本計画においても取組を着実に推進してまいります。	B

(2) 第2章「計画の基本的な考え方」について（意見数2件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>南海トラフ地震臨時情報やカムチャツカ半島沖での地震による津波避難などの対応で、国や行政の対応を批判する報道を目にする が、災害対応は安全側に立って考えるべきなので、空振りがあって当然と考える。結果的に、被害がなく、何もなくてよかったという認識を持つことが大事である。</p>	<p>かわさき強靱化計画においては、川崎市地震被害想定調査で想定している川崎市域に最も大きな被害を及ぼす地震に対応するため、リスクシナリオとして、「起きてはならない最悪の事態」を設定するなど、最大限のリスクを想定した防災対策に取り組んでまいります。</p>	B
2	<p>令和7年12月に国が公表した首都直下地震の被害想定等を、本市の防災対策にも活用してほしい。特に、コンビナート災害や火力発電所の大規模被災、津波災害等への対策、避難所等での熱中症対策などを重視することを要望する。</p>	<p>令和7（2025）年12月に国が公表した首都直下地震の被害想定等については、川崎市直下地震など本市に大きな被害をもたらし得る想定地震が含まれており、国の調査結果も参考にしながら、令和8年度に実施する本市の地震被害想定調査において詳細な分析を行い、必要な防災対策を検討してまいります。</p> <p>改定素案の16ページの「第2章 計画の基本的な考え方」中、「7 計画改定の目的」に、「令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定」と記載しておりますが、御意見を踏まえ、「国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら」との記載を追加しました。</p>	A

(3) 第3章「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」について（意見数15件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	木造住宅の耐震診断から補強工事への流れに沿って、手厚く使いやすい補助金によって耐震化事業が進んでいくことが望まれる。	建物の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与していることから、民間住宅の耐震診断や耐震改修への助成等を行っているところですが、令和7（2025）年度中に耐震改修促進計画を改定する予定としており、引き続き、同計画に基づき、耐震化の促進に向けた取組を進めてまいります。	B
2	耐震化率は戸数単位ではなく建築物単位（建築確認申請単位）でカウントすべきである。	住宅の耐震化率については、国土交通省による計算方法を基に、戸数単位で計算を行っているところですが、市民の皆様へ耐震改修等の必要性を認識していただくことは重要ですので、様々な機会を捉えた啓発の取組を進めてまいります。	C
3	学校での周知や防災教育の充実を図ることが、結果として各家庭での災害時の備えにつながると考える。	<p>市立学校では、児童生徒が、災害から自らの生命を守るための安全な行動をとる能力などを育むことや、防災についての基礎的・基本的事項を理解できるよう、危機管理部門と連携したぼうさい出前講座の実施や、各教科の学習や総合的な学習の時間における防災教育などの取組を進めております。</p> <p>かわさき強靱化計画においても、「児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進」を位置付けているところであり、引き続き、各学校の実情に応じ、児童生徒が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動ができるよう、取組を進めてまいります。</p>	B

4	<p>緊急輸送道路等の無電柱化は非常によい取組であるので今後も継続して取り組んでいきたい。</p>	<p>無電柱化については、無電柱化の取組方針を定めた「川崎市無電柱化推進計画」に基づき、主要駅周辺や緊急交通路等の重点エリアにおいて、計画的に実施しているところです。また、市が行う無電柱化の基本としている電線共同溝の整備については、一定規模の道路幅員及び歩道幅員が必要になるほか、多額の整備費用や長期の事業期間を要することなど様々な課題があることから、都市計画道路の整備等に併せて行うなど、効率的かつ効果的に取組を進めているところです。</p> <p>本取組は、本計画における強靱化事業（「緊急輸送道路等の無電柱化の推進」）に位置付けており、引き続き、無電柱化の取組を推進してまいります。</p>	B
5	<p>「密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生」とあるが、どの災害よりも直下型大地震発災後の火災による死者が多いことは明らかである。密集市街地という川崎市のごく一部ではなく、市全体での「強靱化」に着手してほしい。</p>	<p>川崎市域の強靱化を図るためには、地震による火災の死者の削減に資する取組が重要であると考えており、こうした取組を強靱化事業に位置付け、不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいくこととしておりますが、いただいた御意見も参考とさせていただき、令和8（2026）年度に実施する本市の地震被害想定調査の結果も踏まえ、必要な取組を進めてまいります。</p>	D
6	<p>移転を検討している小向厩舎跡地について、横浜市が新横浜に鶴見川の洪水対策として多目的遊水池を建設したように、川崎市が中心となって国や県と連携して多摩川の氾濫や内水氾濫対策に活用すべきである。</p>	<p>多摩川を管理している国土交通省では、今後30年程度で実施する具体的な整備内容などを定める将来の川づくりの計画である多摩川水系河川整備計画について、気候変動等の影響による水害の頻発化、激甚化を踏まえ、令和8年2月26日に変更が行われたところです。洪水を安全に流下させるための対策としては、限られた費用と時間の制約の中での整備の実現性や、地域社会への影響などを総合的に勘案した結果、河道掘削等を行う旨が記載されております。</p>	C

7	<p>災害時の保健医療活動について。避難所運営を行うに当たり、被災者のうち、傷病者にどのように対処すべきかがよくわからない。医療関係団体の連携強化と記載されているが、具体的に、医師会、看護協会、薬剤師会との連携や、さらには地域の自主防災組織との日頃からの連携も望まれる。区単位の協議会のような組織を創設すればよいと考える。</p>	<p>避難所における傷病者については、原則、医療関係者が巡回して対応し、必要に応じ、病院への移送等を実施することとしております。</p> <p>指定避難所、地域の医療関係団体などの連携は重要であることから、市及び区総合防災訓練などにおいても連携体制の構築に努めており、いただいた御意見も参考に、引き続き、取り組んでまいります。</p>	C
8	<p>大規模な災害時は、自治体で全ての対応を行うことは不可能となるので、避難所の開設などに関して、日頃から地域で行う防災訓練や研修などの活動が重要になる。</p> <p>(他同趣旨1件)</p>	<p>大規模な災害時には、行政のみによる対応は困難となりますことから、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう取組を進めることとしており、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行ってまいります。また、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による被災者支援に向けて取り組んでまいります。</p>	B

9	<p>地震・火災の被害想定棟数（約 3.8 万棟）に対して現在仮設住宅用地は何棟分確保できているか。能登半島では、仮設住宅がその後の水害によって水没した事例もあったが、用地の選定や仮設住宅の構造・性能にどのような配慮を考えているか。</p>	<p>被災者への応急仮設住宅の供与については、建設型の応急仮設住宅と、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型の応急仮設住宅を併せて対応することとしております。また、市内における供与に不足が生じる場合には、広域連携の枠組みを利用するなど、被災状況等に応じた応急仮設住宅の確保に努めてまいります。なお、建設型の応急仮設住宅については、公園などの公有地等を建設候補地として約 200 箇所をデータベースで管理しております。</p> <p>また、建設型の応急仮設住宅については、被害状況のほか、風水害等の想定を踏まえながら、建設用地を選定することとしております。その構造・性能については、被災地の取組事例も踏まえながら、災害時に連携することとなる神奈川県や協定団体等とともに、これまでも検討や協議を進めてきたところであり、引き続き、検討及び調整を行ってまいります。</p>	C
10	<p>仮設住宅の設置に関連して、災害関連死を防止するために具体的にどのような対策を考えているか。</p>	<p>仮設住宅への入居者を含め、災害関連死を防ぐためには、特に、高齢者や障害者など災害時の行動に支援を要する災害時要援護者などリスクの高い避難者への配慮が重要であると考えており、こうした方々への個別訪問や、関係機関の間での情報共有など必要な対策を講じてまいります。</p>	C
11	<p>地域防災拠点や避難所が指定されている多摩川沿いの小学校のうち、いくつかは家屋倒壊等氾濫想定区域内にあるが、洪水時にその機能を果たすことができるのか。また、機能が果たせない状況でのアナウンスや代替施設はどのように想定しているか。</p>	<p>洪水の浸水想定区域内に位置する避難所については、災害対策基本法等に基づき、洪水に対して安全な構造を有する市立小・中学校の校舎等を指定しているところですが、災害の状況等により、近隣の公共施設を開放するなど柔軟に対応を図ってまいります。避難所の開設状況については、同報系防災行政無線、広報車、自主防災組織、町内会長等による電話・FAX 又は口頭伝達のほか、市ホームページ、防災ポータルサイト、防災アプリ、SNS 等の手段を活用し、広報を行うこととしております。</p>	D

12	<p>体育館に空調設備を設置しても停電時は使用できない。体育館の断熱改修、蓄電設備や発電機を備えることが先決ではないか。できれば自家発設備の設置が望ましい。</p>	<p>市立学校の体育館等への空調設備については、今年度中に策定する「市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づき整備してまいります。同方針において、防災機能として停電時にも稼働できる機器を選定することを位置付けるとともに、暑熱対策として屋根の断熱（遮熱）化を基本とすることとしております。</p>	D
13	<p>災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生（約860トン）するが、一時的に保管する仮保管場所は具体的に何トンのスペースをどこに確保しているのか。また、道路や橋等のインフラが遮断されることを想定して選定しているのか。</p>	<p>災害廃棄物等の処理については、災害廃棄物等処理計画及び同実施計画に基づき、街区公園等を一次仮保管場所、1ha以上の大規模公園や臨海部の公有地等を二次仮保管場所として想定し、これらを経由して処理を行うこととしております。</p> <p>御指摘のとおり、災害時には道路等のインフラが使用できない状況も想定されますことから、災害の規模や被害状況、周辺地域における他用途での利用状況等を踏まえ、必要となる仮保管場所を柔軟かつ臨機応変に開設することとしております。</p> <p>また、想定している災害廃棄物の発生量すべてを仮保管場所で受け入れるのではなく、分別状況や処理の緊急性等に応じて、仮保管場所を経由せず、処理施設へ直接搬入されるものもあることを想定しております。</p> <p>さらに、広域的な処理体制の活用や民間事業者との連携により、迅速に処理ルート確保を図ることで、仮保管場所での一時的な受入にとどまらず、速やかな搬出・処理を行い、災害廃棄物の円滑な処理を進めることを想定しております。</p>	D

14	<p>令和6年能登半島地震では、道路が寸断し、主要道路に車両が集中した結果、渋滞が生じ、物資輸送が円滑に進まなかった。災害時には道路を早期に復旧し、輸送路を確保することが重要である。</p>	<p>かわさき強靱化計画では、「交通インフラの長期間にわたる機能停止」を起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に位置付け、こうした事態を回避するため、沿道建築物の耐震化の取組の推進や、迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けた災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでまいります。</p>	B
----	---	--	---

(4) 資料編について（意見数4件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	埋立地や市南部のようにかつて河川敷であったところの地盤強化は、市民レベルではなかなか困難であると考ええる。	地盤の改良については、原則、土地の所有者等が行うものと考えておりますが、令和6年能登半島地震での課題を踏まえた国等の動向も注視してまいります。	C
2	高層ないし超高層ビル群の建設が、本市においても進行しているが、気象的には上昇気流をもたらす集中豪雨の一因となっていると考ええる。中原区における災害の発生もその良い例である。もう遅いが、防災上からも規制すべき。	将来的な人口減少を踏まえ、魅力的なまちづくりを継続していくことが重要と考えておりますので、今後も引き続き、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、計画的に土地利用を誘導し、防災性の向上にも配慮した魅力ある都市拠点の形成に努めてまいります。	C
3	首都圏や川崎市への「一極集中」を抑制・是正することが根本的な災害対策になるのではないかと。大都市の在り方や都市構造について、もっと気を配ってほしい。	東京圏への人口等の集中による防災上のリスク等については、令和7（2025）年12月に国が公表した「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」など、国において議論されているものと承知しております。本市においては、かわさき強靱化計画に基づき、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりの平時からの構築を目指してまいります。	E

4	<p>市域を縦断する幹線道路網が少ないと感じる。こうした道路が整備されることで、大規模災害時には、物資輸送が円滑に進むのではないか。また、建物の倒壊で道路が閉塞し、通行止めになる可能性があるため、こうした対応も必要である。</p>	<p>本市の幹線道路の整備については、効率的・効果的な整備を推進するため、「第2次川崎市道路整備プログラム（平成28年度～令和11年度）」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い箇所を選定し、重点的に取り組んでおります。</p> <p>市域を縦断する主な幹線道路としては、国道409号、都市計画道路尻手黒川線、主要地方道幸多摩線があり、このうち国道409号及び尻手黒川線では、現在、道路整備を進めているところです。</p> <p>今後も、本プログラムに基づき、緊急輸送道路など、大規模災害時における道路ネットワーク機能の強化に向けて、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>建物の倒壊による道路の閉塞については、本計画におけるリスクシナリオに位置付け、対応することとしており、沿道建築物について、耐震化を促進する取組を進めていくとともに、迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでまいります。</p>	B
---	---	---	---

〔その他〕（意見数 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>河川対策に現在、神奈川県が工事を進めている矢上川地下調節池が記載されていないのはなぜか。</p>	<p>かわさき強靱化計画については、国土強靱化に関する施策の推進を図るため、本市が行う施策、取組を記載しているものであり、神奈川県が行う矢上川地下調節池の整備については、本計画に含めないものとしております。</p> <p>しかしながら、本整備は河川の氾濫による洪水被害を軽減する効果があるものと伺っておりますことから、引き続き、神奈川県からの情報収集等に努めてまいります。</p>	E

## 6 改定素案からの変更点

### (1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※ 下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関する御意見を受け、記載を加筆	(本編 P16、概要版 P2) なお、 <u>国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら</u> 、令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。	(本編 P16、概要版 P2) なお、 <u>(新設)</u> 令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。

### (2) 有識者との継続した意見交換を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
改定前の計画の令和7(2025)年度の減災目標「地震による死者数」の達成状況の数値を訂正	(本編 P17、概要版 P2) 約 <u>460</u> 人 (減災効果：約 <u>59%</u> ) ※ 「(減災効果：約 59%)」は本編のみに記載	(本編 P17、概要版 P2) 約 <u>480</u> 人 (減災効果：約 <u>58%</u> ) ※ 「(減災効果：約 58%)」は本編のみに記載
改定前の計画の令和7(2025)年度の減災目標「津波による死者数」の達成状況の数値を訂正	(本編 P17) (参考) 避難しない場合の死者数 約 <u>5,807</u> 人	(本編 P17) (参考) 避難しない場合の死者数 約 <u>5,810</u> 人
新たな計画の令和11(2029)年度の減災目標「地震による死者数」の目標値の数値を訂正	(本編 P55、概要版 P4) 令和11(2029)年度において、川崎市直下の地震(平成21(2009)年度想定)で想定される死者の数を約1,140人から約 <u>440</u> 人とします。	(本編 P55、概要版 P4) 令和11(2029)年度において、川崎市直下の地震(平成21(2009)年度想定)で想定される死者の数を約1,140人から約 <u>450</u> 人とします。

その他、総合計画第4期実施計画等に合わせた記載の修正や、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。